

【注意事項】

- この申請書は「別世帯の方」の住民票が必要な際に使用していただく申請書です。「同一世帯の方」の住民票が必要な場合はこのページを閉じていただき、「住民票の写し等郵送申請書（本人・同一世帯の方用）」をご覧ください。
- マイナンバーカードまたは運転免許証やパスポート等顔写真入り官公署発行の身分証明書をお持ちの場合はお近くの市区町村役場でも住民票がお取りいただけます。これを「広域交付住民票」といいます。「広域交付住民票」には本籍・筆頭者の記載はできません。委任状による代理請求はできません。

《申請に必要なもの》

1. 申請書

- 4ページ目に申請書の様式がありますので、印刷してご使用ください。（印刷される際は印刷範囲にご注意ください）
- 別世帯の方の請求の場合原則委任状が必要です。5ページ目に様式がありますので、依頼された方に自署・押印してもらったものを併せて送付してください。
- 委任状が取れない場合（亡くなった方の除票を請求する等）はあらかじめお問い合わせください。
- 2ページ目、3ページ目の記載例（申請書・委任状）を参考に漏れがないよう記入してください。
- 不備があった場合に連絡が取れるよう、平日8：30～17：15の間に繋がる電話番号を必ずご記入ください。（請求者・依頼者とも）連絡が取れない場合交付が遅れるおそれがあります。

2. 手数料

- 住民票、除票、記載事項証明書、その他証明 各1件300円
- 郵便局にて定額小為替を購入し同封してください。お釣りがないようにお願いいたします。定額小為替には何も記入しないでください。
- 現金を送付される場合は現金書留にてお願いいたします。

3. 返信用封筒

- 返信用封筒に請求者の住所・氏名をご記入の上、送料分の切手を貼ってください。（定形封筒で普通郵便の場合50グラムまでは110円です）速達を希望される場合は速達料金分の切手（通常郵便料金プラス300円）を貼ってください。
- 送付先は請求者の住民票を置いている住所または官公署発行の身分証明書記載住所（本人が手書きされたものは除く）宛になります。

4. 本人確認書類

- マイナンバーカードや運転免許証等、官公署発行の身分証明書のコピーを申請書へ貼り付けてください。お持ちの身分証明書で送付先となる住所が確認できない場合（手書きされたものは確認書類となりません）は、請求者の住民票原本を併せて添付してください。（原本はお返しいたします）

《送付先》

〒698-8650

島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所市民課 宛

☎0856-31-0222

住民票の写し等申請書（郵送）（別世帯の方用）

（あて先）益田市長 年 月 日

※郵送申請される前に※本籍の記載のない住民票を申請される方は顔写真入りの身分証明書（運転免許証等）をお持ちであれば、お近くの市区町村役場でも「住民票」がお取りいただけます（広域交付住民票）詳しくはお問い合わせください

＜請求者（申請書を発送する人）について＞ 該当する口には✓を記入してください

住所	浜田市〇〇町1番地
氏名	浜田 次郎
生年月日	昭和55 年 5 月 5 日
電話番号	<small>屋間連絡がとれる電話番号 ※繋がらない場合発送が遅れるおそれがあります</small> （自宅・ 携帯 ・勤務先） 090 - 1234 - 〇〇〇〇

住所は請求者の住民票を置いている住所または官公署発行の身分証明書記載住所（本人が手書きしたものは除く）を記入してください。送付先も同住所宛になります。電話番号は申請に不備があった際のみ使用いたします。平日8:30~17:15に繋がる番号を記入してください。連絡が取れない場合、交付が遅れるおそれがあります。ご了承ください。

③を選んだ方は、本人も含めて証明が必要な方全員の氏名・生年月日を記入してください。

＜必要な方（依頼した人）について＞

どなたが必要ですか	<input checked="" type="checkbox"/> ① 依頼者のみ	※左で①、②を選んだ方は、依頼者の住所・氏名・生年月日を記入してください。③を選んだ方は依頼者を含めた必要な方全員の住所・氏名・生年月日を記入してください。	
	<input type="checkbox"/> ② 依頼者世帯全員	住所	益田市 常盤町1番1号
	<input type="checkbox"/> ③ 依頼者の世帯の一部	氏名	益田 花子
		生年月日	平成2 年 2 月 2 日

現在住民登録されている方の「住民票」と削除された方（転出された方や亡くなった方）の「除票」は別々に発行されます。各1件300円となりますのでご注意ください。

「住民票・除票」請求の場合、「本籍等」各項目の記載が必要な場合は「のせる」、不要な場合は「のせない」に○をつけてください。どちらにも○がない場合は、各記載省略したものを交付いたしますので、ご注意ください。

＜必要な証明書について＞

必要な証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票	1 件	<input type="checkbox"/> 除票	件
	※以下について○をつけてください		※以下について○をつけてください	
	全員	世帯主・続柄 (のせる・ のせない)	全員	世帯主・続柄 (のせる・のせない)
	日本人の方	本籍・筆頭者 (のせる・ のせない)	日本人の方	本籍・筆頭者 (のせる・のせない)
	外国人の方	国籍・在留資格等 (のせる・のせない)	外国人の方	国籍・在留資格等 (のせる・のせない)
各1件300円	<input type="checkbox"/> 記載事項証明書	件	<input type="checkbox"/> その他証明 ()	件
手数料	合計件数 1 件 × 証明書代 300 円 = 手数料 300 円	分の定額小為替を同封します		

その他証明は必要な証明書の種類を()に記入してください。

例) 転出証明書(再発行)、不在住証明書、住居表示証明書等(住居表示証明書は住居表示実施時期によっては無料で発行できる場合もありますので、事前にお問い合わせください)

必要件数を記入していただき、手数料の計算をしてください。合計分の定額小為替が必要です。郵便局にて購入して同封してください。お釣りのないようお願いいたします。また、現金で送付される場合は現金書留をご利用ください。切手は現金に換金できないため、手数料として

＜併せて送付が必要なもの＞

【手数料】	郵便局にて必要金額分の定額小為替を購入してください。現金を送付する場合は現金書留をご利用ください。
【返信用封筒】	返信用封筒に請求者の住所・氏名をご記入の上、送料分の切手を貼っておいてください。送付先は原則請求者の住民票を置いている住所宛になります。
【本人確認書類】	運転免許証や保険証等官公署発行の身分証明書のコピーを同封してください。送付先は原則請求者の住民票を置いている住所宛です。身分証明書に送付先となる請求者の住民票を置いている住所が記載されていない場合は、住民票等住所の確認が出来る証明書が必要です。
【委任状】	依頼した方の委任状（依頼した方の自署・押印したもの）が必要となります。

送付漏れがないかチェックを入れてご確認ください。切手は封筒に貼っておいてください。

＜確認のためにチェックをお願いします＞

<input checked="" type="checkbox"/> 定額小為替を入れました
<input checked="" type="checkbox"/> 返信用封筒を入れました
<input checked="" type="checkbox"/> 110 円分の切手を貼りました
<input type="checkbox"/> 本人確認書類の写しを貼りました

本人確認書類の写しをこちらへ貼り付けてください

＜注意＞使用目的がプライバシーの侵害や差別行為につながる請求には交付できません。偽りや不正な手段で交付を受けると「30万円以下の罰金」に処せられることがあります。【住民基本台帳法第47条】

委任状

(あて先) 益田市長

※委任状は必ず委任する人(依頼者)がすべて記入し、代理人(代わりに申請する人)に渡してください。

住所(益田市での住所)	氏名
私、益田市 常盤町1番1号	益田 花子
に住む に住んでいた	は、 <↑委任する人(依頼者)>
住所	氏名
浜田市〇〇町1番地	浜田 次郎
に住む	さんに <↑代理人(代わりに申請する人)>
使用目的(例:車の登録、年金 等)	提出先(年金事務所、銀行 等)
土地の登記	松江地方法務局益田支局
の手続きで	へ提出するための
以下の書類を請求することを委任します。	
年 〇 月 〇 日	
委任者(依頼した人)	
署名	益田 花子
● 昼間連絡がとれる電話番号: (自宅) 携帯・勤務先 (0856 - 31 〇〇〇〇)	

※電話番号は申請又は委任状について不明な点があった場合のみ使用いたします。連絡が取れない場合交付が遅れるおそれがあります。ご了承ください。

《必要な方(依頼した人)について》

どなたが必要ですか	<input checked="" type="checkbox"/> ① 依頼者のみ	※左で①、②を選んだ方は、依頼者の氏名・生年月日を記入してください。 ③を選んだ方は依頼者を含めた必要な方全員の氏名・生年月日を記入してください。	
	<input type="checkbox"/> ② 依頼者世帯全員	氏名	益田 花子
	<input type="checkbox"/> ③ 依頼者の世帯の一部	生年月日	年 月 日

《必要な証明書について》

必要な 証明書 各1件 300円	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票	1 件	<input type="checkbox"/> 除票	件
	※以下について〇をつけてください		※以下について〇をつけてください	
	全員	世帯主・続柄 (のせる・のせない)	全員	世帯主・続柄 (のせる・のせない)
	日本人の方	本籍・筆頭者 (のせる・のせない)	日本人の方	本籍・筆頭者 (のせる・のせない)
	※本籍・筆頭者「のせる」を選んだ方は本籍地を記入してください			
	本籍:	「 鹿足郡津和野町日原△△番地 」		
外国人の方	国籍・在留資格等 (のせる・のせない)	外国人の方	国籍・在留資格等 (のせる・のせない)	
	通称履歴 (のせる・のせない)		通称履歴 (のせる・のせない)	
<input type="checkbox"/> 記載事項証明書	件	<input type="checkbox"/> その他証明 ()	件	

※住民票・除票を依頼される場合は必ず各項目(のせる・のせない)に〇をつけてください。どちらにも〇がない場合は各記載省略したものを交付いたしますのでご了承ください。

住民票の写し等申請書（郵送）（別世帯の方用）

（あて先）益田市長

年 月 日

※郵送申請される前に※本籍の記載のない住民票を申請される方は顔写真入りの身分証明書（運転免許証等）をお持ちであれば、お近くの市区町村役場でも「住民票」がお取りいただけます（広域交付住民票） 詳しくはお問い合わせください

《請求者（申請書を発送する人）について》 該当する□には✓を記入してください

住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
電話番号	屋間連絡がとれる電話番号 ※繋がらない場合発送が遅れるおそれがあります (自宅・携帯・勤務先) : - -

《必要な方（依頼した人）について》

どなたが必要ですか	<input type="checkbox"/> ① 依頼者のみ	※左で①、②を選んだ方は、依頼者の住所・氏名・生年月日を記入してください。 ③を選んだ方は依頼者を含めた必要な方全員の住所・氏名・生年月日を記入してください。	
	<input type="checkbox"/> ② 依頼者世帯全員	住所	益田市
	<input type="checkbox"/> ③ 依頼者の世帯の一部	氏名	
		生年月日	年 月 日

《必要な証明書について》

必要な 証明書 各1件 300円	<input type="checkbox"/> 住民票	件	<input type="checkbox"/> 除票	件
	※以下について○をつけてください		※以下について○をつけてください	
	全員	世帯主・続柄 (のせる・のせない)	全員	世帯主・続柄 (のせる・のせない)
	日本人の方	本籍・筆頭者 (のせる・のせない)	日本人の方	本籍・筆頭者 (のせる・のせない)
	外国人の方	国籍・在留資格等 (のせる・のせない) 通称履歴 (のせる・のせない)	外国人の方	国籍・在留資格等 (のせる・のせない) 通称履歴 (のせる・のせない)
	<input type="checkbox"/> 記載事項証明書	件	<input type="checkbox"/> その他証明 ()	件
手数料	合計件数 件 × 証明書代 300円 = 手数料 円 分の定額小為替を同封します			

《同封していただくもの》

【手数料】	郵便局にて必要金額分の定額小為替を購入してください。現金を送付する場合は現金書留をご利用ください。
【返信用封筒】	返信用封筒に請求者の住所・氏名をご記入の上、送料分の切手を貼っておいてください。送付先は原則請求者の住民票を置いている住所宛になります。
【本人確認書類】	運転免許証や保険証等官公署発行の身分証明書のコピーを同封してください。送付先は原則請求者の住民票を置いている住所宛です。身分証明書に送付先となる請求者の住民票を置いている住所が記載されていない場合は、住民票等住所の確認が出来る証明書が必要です。
【委任状】	依頼した方の委任状（依頼した方の自署・押印したもの）が必要となります。

《確認のためにチェックをお願いします》

<input type="checkbox"/> 定額小為替を入れました
<input type="checkbox"/> 返信用封筒を入れました
<input type="checkbox"/> _____ 円分の切手を貼りました
<input type="checkbox"/> 本人確認書類の写しを貼りました

本人確認書類の写しをこちらへ貼り付けてください

<注意>使用目的がプライバシーの侵害や差別行為につながる請求には交付できません。偽りや不正な手段で交付を受けると「30万円以下の罰金」に処せられることがあります。【住民基本台帳法第47条】

